

大阪市水道特定運営事業等 実施方針（案）

平成27年8月修正版

大阪市水道局

目 次

第1 . はじめに	1
1 . はじめに	1
2 . 用語の意味	2
(1) P F I 法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドラインに基づく用語の整理	2
(2) その他実施方針における用語の整理	4
第2 . 本事業実施の背景、目的等	6
1 . 市水道事業の現状と課題	6
2 . 経営形態の見直しに向けた検討	7
3 . 公共施設等運営権制度を活用する意義	8
第3 . 民間事業者の選定に関する事項	9
1 . 市による株式会社の設立	9
2 . 新設株式会社に対する他の民間事業者からの出資及び人材の受入れ	10
3 . 市と運営権者の基本的な役割	12
第4 . 特定事業の選定に関する事項	13
1 . 特定事業の事業内容に関する事項	13
(1) 事業名称	13
(2) 事業の対象となる公共施設等の範囲及び種類	13
(3) 公共施設等の管理者	13
(4) 担当部局	14
(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等	14
(6) 事業期間・運営権の存続期間	17
(7) 事業方式	18
(8) 本事業における費用負担	20
(9) 本事業の範囲	20
(10) 要求水準書の体系	25
(11) 運営権者が受領する権利・資産	28
(12) 更新投資等の取扱い	29
(13) 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	30
(14) 計画及び報告	30
(15) 運営権者による職員の受入れ	31
(16) 運営権者が支払う本事業の対価等	32
2 . 特定事業の選定方法に関する事項	34
(1) 選定基準	34

(2) 選定結果の公表	3 4
第 5 . 運営権の設定手続に関する事項	3 5
1 . 運営権の設定及び実施契約の締結	3 5
2 . 運営権者譲渡対象資産の譲渡	3 5
3 . 本事業の開始	3 5
第 6 . 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	3 7
1 . 本事業の前提条件	3 7
(1) 市の契約・協定・覚書等の承継	3 7
(2) 市外分水（送水・受水）契約	3 7
(3) 工業用水道事業との共同使用	3 7
(4) 柴島浄水場上系再構築事業（ダウンサイジング）	3 8
(5) 浄水汚泥の処理等	3 8
(6) 行政財産の目的外使用許可	3 8
(7) 営業所及び水道工事センター	3 9
(8) P C B 廃棄物の取扱い	3 9
(9) アスベストの取扱い	3 9
2 . リスク分担の基本的な考え方	4 0
(1) 不可抗力	4 0
(2) 瑕疵担保責任及び第三者賠償責任	4 1
(3) 特定条例等変更及び特定法令等変更	4 1
3 . 運営権者の責任の履行確保に関する事項	4 2
(1) モニタリングの主体	4 2
(2) モニタリングの内容	4 3
(3) 業務改善等の指示	4 6
4 . 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	4 7
(1) 運営権の処分	4 7
(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分	4 8
5 . 本事業における利用料金等	4 9
6 . 水道料金の決定及び改定	5 0
(1) 水道料金の範囲	5 0
(2) 水道料金の決定	5 1
(3) 料金上限の範囲内における水道料金の改定	5 2
(4) 市と運営権者による協議	5 2
(5) 料金上限を超える水道料金の改定	5 3
(6) 協議の不調等により料金上限の改定を行わない場合の措置	5 4
7 . 水道料金に関する留意事項	5 6

第7．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	57
1．本事業の対象施設	57
2．対象施設の立地に関する事項	58
(1)所在地等	58
(2)特定事業のための使用	58
(3)特定施設の設置のための使用	58
(4)その他行政財産の貸付	58
第8．実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	59
1．実施契約に定めようとする事項	59
2．知的財産権の取扱い	60
3．疑義が生じた場合の措置	60
4．管轄裁判所の指定	60
第9．事業の継続の確保について特に留意すべき事態となった場合における措置	61
1．事業の継続の確保に係る基本的な考え方	61
2．金融機関又は融資団と市との協議	61
3．事業の継続の確保について特に留意すべき事態となった場合における措置	61
4．契約解除の場合における措置	62
(1)市事由による契約解除	62
(2)運営権者事由による契約解除	63
(3)不可抗力による契約解除	63
(4)特定法令等変更による契約解除	64
第10．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	65
1．法制上及び税制上の措置に関する事項	65
2．財政上及び金融上の支援に関する事項	65
3．その他の措置及び支援に関する事項	65
第11．その他特定事業の実施に関して必要な事項	66
1．本事業の実施に関して使用する言語	66
2．今後のスケジュール(予定)	66
3．情報提供	67
別紙1．大阪市水道特定運営事業要求水準書(案)	
別紙2．各種契約リスト(区分表)	
別紙3．リスク分担表	
別紙4．運営権設定対象施設の立地図	

第 1 . はじめに

1 . はじめに

大阪市（以下「市」という。）は、市水道事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、民間事業者による大阪市水道特定運営事業等（以下「本事業」という。）として実施することを計画している。

本書は、本事業の実施に当たり、P F I 法に基づく特定事業（P F I 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業をいう。）の選定、民間事業者の選定及び選定された民間事業者に対する公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定並びに当該運営権を設定された者（以下「運営権者」という。）と市との間におけるリスク分担に関する考え方など、今後、市と運営権者との間で大阪市水道特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）の締結を行うに当たっての基本的な方針を、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

2.用語の意味

(1) P F I法並びに公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドラインに基づく用語の整理

・運営等

運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。

・維持管理

運営権が設定される公共施設等の総体を全面除去し再整備するものを除く資本的支出又は修繕(いわゆる増築や大規模修繕も含む。)をいう。(内閣府 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業等に関するガイドライン(以下「運営権G L」という。)より)

・維持保全

点検、修繕及び施設の保全等をいう。

・除却

施設の整備を伴うことなく、施設を取り除くことをいう。

・整備

いわゆる更新と拡張をいう。

・建設

いわゆる新設工事をいう。(運営権G Lより) なお、本事業においては、維持管理対象に包含されない施設を新たに建設することをいう。

運営権	P F I 法並びに運営権 G L に基づく用語		本事業における整理
運営権の 範囲内	運営等	運営	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水道料金の収受等 ➤ 水道施設の運転管理等 ➤ 水質管理等
		維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運営権設定対象施設の維持保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権設定対象施設の破損の修繕 ・ 運営権設定対象施設の機能劣化に応じた保全 ➤ 運営権設定対象施設の除却
			<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給水区域内への給水のための水道施設の整備 (耐震化を含む)
運営権の 範囲外	建設		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給水区域外への給水のための水道施設の整備
			<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運営権が設定される公共施設等の総体の全面除去

(2) その他実施方針における用語の整理

・ 特定事業

公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（PFI法第2条第2項）

・ 本特定事業

実施方針における特定事業をいう。本特定事業の範囲は第4. - 1. - (9) - A) に示すとおりである。

・ 運営事業

「公共施設等運営事業」のことをいい、具体的には、「特定事業であって、公共施設等運営権の設定を受けて、地方公共団体の長等の公共施設等の管理者等（PFI法第2条第3項の公共施設等の管理者等をいう。）が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。）を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの」をいう。（PFI法第2条第6項）

・ 運営権

運営事業を実施する権利をいう。（PFI法第2条第7項） なお、実施方針においては、本事業における運営事業を実施する権利をいう。

・ 運営権者

「公共施設等運営権者」のことをいい、具体的には、「運営権を設定された者」をいう。（PFI法第9条第4号） なお、実施方針においては、本事業における運営事業の運営権を設定された新設株式会社（第3. - 1. の新設株式会社をいう。）をいう。

- ・モニタリング

事業期間にわたり、運営権者が提供する公共サービスの水準を地方公共団体が監視（測定・評価）する行為をいう。（内閣府 モニタリングに関するガイドラインを参照）

- ・要求水準

運営事業を実施するに当たって、地方公共団体の長等の公共施設等の管理者等が運営権者に要求する公共サービスの水準であり、モニタリングの基準となるものをいう。

第 2 . 本事業実施の背景、目的等

1 . 市水道事業の現状と課題

市水道事業は、水利用の合理化など節水型社会の進展により、長期にわたり水需要の減少が続いており、結果として、経常収益は、現在の水道料金水準となった平成 10 年度から平成 25 年度までの 15 年間で、約 200 億円もの大幅な減少となっている。

こうした状況の中、事務事業の見直しやそれに伴う職員数の削減など、様々な経営の効率化に取り組むことにより収益の減少を上回る費用の削減に努めたことで、経常収支は、平成 13 年度を除き黒字を維持することができている。

	平成 10 年度	平成 25 年度	平成 10 年度から 平成 25 年度の間の増減
経常収益	856 億円	650 億円	206 億円の減少
経常費用	802 億円	550 億円	252 億円の削減

しかしながら、将来の水需要動向は、人口減少などの要素も新たに加わるため、需要増を見込むどころか、むしろ、引き続き需要減の状況が続くものと見込まざるを得ず、今後の経営環境は、極めて厳しい状況になるものと考えられる。

さらに、南海トラフ地震の被害想定が大きく見直されるなど、巨大地震への備え、対策についての切迫性が高まっている中で、経年化管路の更新、耐震化を、これまで以上に大幅に促進していく必要があり、こうした取組みには、多額の事業費を要することが見込まれる。

こうした市水道事業が抱える状況、課題を客観的に評価、分析したうえで、ライフラインとしての水道事業の持続性・安定性を将来にわたり確保し、さらには発展させていくためには、今後の事業運営においてめざすべき方向性として、厳しい事業環境の中、これまで以上に「 効率性の追求」を行うことで、お客さまに新たな負担を求めることなく、市水道事業の一層の安定経営に努めることが必要である。

また、その上で、市の持つ技術力を活かし、国内外での新たな事業展開を積極的に推進するための「 発展性の追求」、さらには、その結果として水道事業運営の広域化をめざす「 規模の拡大」といった視点が必要と考えられる。

2. 経営形態の見直しに向けた検討

水道事業は装置型産業であり、とりわけ、巨額の投資を必要とする施設の拡張、水資源開発等を進める時代においては、私企業による経営よりも、地方公営企業として経営することが、経営面からも合理的であったと考えられる。

しかしながら、水需要の減少や、施設の「拡張」から「維持・更新」へと転換しつつあるなど、水道事業を取り巻く事業環境が大きく変化している中、市水道事業としても、直面する経営課題の解決に向け、第2. - 1. で示した ~ の方向性を実現する必要がある。これらの実現には、法制度面や公務員組織の一部であることにより様々な制約のある「地方公営企業」としての経営では一定の限界があることから、経営形態そのものを抜本的に見直す必要性が高くなってきている。

一方で、水道事業は、市民生活、都市活動に1日たりとも欠かすことのできない極めて高い「公共性」を持つ事業であり、経営形態を見直すに当たっても、単に経済合理性を追求するだけでなく、これまで公営の水道事業者として提供してきた安心・安全のサービスレベルを維持するとともに、安定供給の確保に努めるなど、事業の持続性に最大限配慮する必要がある。そのためには、市、市民及び市会によるガバナンスを確保することが重要である。

市では、こうした基本認識の下、経営形態見直しの検討を進め、平成25年11月には「水道事業民営化について(検討素案)」を、また、平成26年4月には「水道事業民営化基本方針～公共施設等運営権制度の活用について～(案)」を取りまとめたところである。

3 . 公共施設等運営権制度を活用する意義

公共施設等運営権制度は、施設の所有権は公共主体が有したまま、施設を運営して利用料金を収受する権利を民間事業者に設定することができる制度であり、いわゆる「上下分離方式」といわれる経営形態の類型に相当するものである。

市水道事業にこの制度を活用することで、運営権者は、民間の水道事業者として経営の自由度を発揮したうえで、様々な創意工夫等により効率的かつ成長・発展を見据えた多角的な事業展開が可能となり、結果として、お客さまに新たな負担を求めることなく、経年化管路の更新、耐震化等必要な取組みが促進されることとなる。一方、市は、実施契約の締結当事者かつ水道施設の所有者として、運営権者の事業実施に関し、要求水準を定め、経営をモニタリングする機能を確保するとともに、水道料金についても、その上限を市の条例で定めることとなるなど、ガバナンスを確保することが可能になる。

以上の趣旨から、市は、経営形態を見直す際のめざすべき基本的な方向性である「経営の自由度を発揮し、事業の効率性、持続性及び発展性の確保をめざすこと」と、「水道事業の公共性を確保すること」の2つが両立可能となる最善の手法が公共施設等運営権制度の活用であると判断し、本事業の実施を計画するものである。

第3．民間事業者の選定に関する事項

1．市による株式会社の設立

本来、PFI事業は、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」(PFI法第1条)を目的とするものであり、そもそも、民間の経営能力等を活用することが求められるものである。

そのため、PFI法では、特定事業を実施する民間事業者については、公募の方法等により選定することを基本としている。

しかしながら、水道事業は、第2．-2で述べたとおり、市民生活、都市活動に1日たりとも欠かすことのできない公共性の極めて高い事業であり、水道法では市町村による経営を原則としていること、また、公共施設等運営権制度が平成23年のPFI法改正により創設されたばかりであることから、現に市町村単位のエリアで民間事業者が水道事業の経営を委ねる自治体はなく、結果として、民間事業者が水道事業の経営を行っているケースは存在しないのが実情である。

このような中、市のような給水人口260万人以上を有する大規模水道事業について、現状では、特定事業を実施する民間事業者等を公募の方法により選定することは困難であると考えが、第2．-3で述べたとおり、経営の自由度を発揮し、事業の効率性、持続性及び発展性の確保をめざすためには、できるだけ早期に、公共施設等運営権制度を活用することが必要である。

また、本事業を開始する趣旨は、市水道局がこれまで培ってきた水道事業に関する技術、運営ノウハウを、地方公営企業としての制約を解消したうえで、より有効に活用することでもある。

したがって、本事業を実施する民間事業者については、市が全額出資することにより設立する株式会社(以下「新設株式会社」という。)とし、新設株式会社に市の水道事業に関連する職員の雇用を承継し又は派遣をしたうえで、運営権を設定し、本事業を実施させることとする。

2. 新設株式会社に対する他の民間事業者からの出資及び人材の受入れ

一方、市のみによる出資、人材供与によって設立した新設株式会社では、本事業を遂行することは可能であるものの、自らが保有する水道事業に関する技術、ノウハウ等を、早期に新たな事業展開へ活用していく等の経営上の機能は不十分であり、また、組織内部によりセルフガバナンスが働く仕組みを取り入れる必要性等から考えても、新設株式会社に運営権を設定するに当たっては、設立後、速やかに民間事業者からの出資及び人材の受入れを前提とするものとする。

なお、出資及び人材の受入れについての基本的な考え方は以下のとおりとする。

【他の民間事業者からの出資の受入れ】

(出資受入れの基本的考え方)

本事業の開始後、3年から5年以内を目途に、公共性を確保して本事業を円滑に実施していることを前提に、本事業の効率化の進捗状況、施設耐震化の取組み状況、任意事業の取組み等の新設株式会社による運営実績、さらには、その時点における市民の意見、社会経済状況等を踏まえ、市は、保有する新設株式会社の株式の一部を民間事業者に対して売却することについて検討するものとする。

(出資者の選定)

出資者の選定については、上記の考え方を前提に、市が公募等の方法により行うこととし、議決権比率、単独での出資、コンソーシアム(複数企業による共同体)による出資など、応募者からの提案を受けることを基本とする。

その上で、市は、新設株式会社の事業展開にとって有用であること、出資者との事業上の関連性、シナジー(相乗効果)が十分あること、経営責任の所在が不明確にならない出資構成であることなどを見極め、選定するものとする。

(その他)

本事業を効率的に実施すること、また、新たな事業展開を実施するうえで、新設株式会社の経営判断として、子会社又は関連会社を設立する場合もある。その場合には、市は上記の考え方を基本としつつ、当該子会社又は関連会社も含めた出資受入れスキームを検討することとする。

【他の民間事業者からの人材の受入れ】

民間事業者として、経営機能を速やかに取り入れるため、新設株式会社設立時点から、代表取締役を含む経営層の一部を、また、当該経営層をサポートする観点から、社員のうち管理職層の一部についても、他の民間事業者からの人材を受け入れることとする。

3 . 市と運営権者の基本的な役割

市と運営権者は、市民生活、都市活動に 1 日たりとも欠かすことのできない極めて高い公共性を持つ水道事業の特性を認識し、お互いが密接に連携・協力のうえ、平常時には、常に安全で良質な水の安定供給を確保するとともに、第 6 . - 2 . - (1) に定める不可抗力事由により水道施設に物理的損壊が生じた場合においても、早期復旧に最大限努めるなど、事業持続性の確保に向け、下記に掲げる役割を誠実に果たすものとする。

【市】

市は、本事業の契約当事者として、かつ、水道施設の所有者として、運営権者による事業運営が安定的に実施されるよう、運営権者を適切にモニタリングするとともに、不可抗力事由により水道施設に物理的損壊が生じた場合には、施設所有者として、主体的に、施設の復旧等、必要な措置を講ずるものとする。

【運営権者】

運営権者は、本事業の目的、意義を理解し、国から水道法第 6 条第 1 項に基づく水道事業認可（以下「水道事業認可」という。）を受けた水道事業者として市水道事業を安定的かつ効率的に進めることを基本としつつ、自らが保有する水道技術及びノウハウ等を最大限活用し、事業の発展性についても、最大限追求するものとする。

第4．特定事業の選定に関する事項

1．特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市水道特定運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の範囲及び種類

A) 範囲

運営権設定日以降に市が管理する市水道事業に係る事業用資産（市において、現に市水道事業の用に供し、又は供することに決定した資産をいう。以下同じ。）の総体

B) 種類

浄水場、配水場、配水管等

(3) 公共施設等の管理者

大阪市水道局長 玉井 得雄

(4) 担当部局

大阪市水道局総務部経営改革課

住所：大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

電話番号：06-6616-5412

電子メールアドレス：koiki@suido.city.osaka.jp

(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業に当たっては、PFI法のほか、下記に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。なお、下記に掲げる関連の各種法令等は、実施方針公表時点のものであり、改正等によりその内容の改正が行われた場合は、それに従うこととする。また、C)参照すべき基準に記載する内容は、あくまでも本事業開始時に参照することが望ましい基準を例示するものであって、要求水準を満たす別の工法や方法等を用いることを妨げるものではない。詳細は(別紙1)大阪市水道特定運営事業要求水準書(案)(以下「要求水準書」という。)に示す。

A) 法令

- ・水道法(昭和32年法律第177号)
- ・水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)
- ・水道法施行令(昭和32年政令第336号)
- ・水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)
- ・水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)
- ・水循環基本法(平成26年法律第16号)
- ・計量法(平成4年法律第51号)
- ・文化財保護法(昭和25年法律第214号)
- ・道路法(昭和27年法律第180号)
- ・河川法(昭和39年法律第167号)
- ・海岸法(昭和31年法律第101号)

- ・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号）
- ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ・電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ・作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- ・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・土地基本法（平成元年法律第 84 号）
- ・共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）
- ・石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ・その他関連法令

B) 条例

a) 大阪府条例

- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・大阪府循環型社会形成推進条例（平成 15 年大阪府条例第 6 号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・大阪府環境基本条例（平成 6 年大阪府条例第 5 号）
- ・大阪府都市計画法施行条例（平成 15 年大阪府条例第 8 号）
- ・その他関連条例

b) 大阪市条例

- ・大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年大阪市条例第 61 号）
- ・大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）
- ・大阪市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市

条例第 16 号)

- ・大阪市個人情報保護条例(平成 7 年大阪市条例第 11 号)
- ・大阪市下水道条例(昭和 35 年大阪市条例第 19 号)
- ・大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成 5 年大阪市条例第 4 号)
- ・大阪市市民活動推進条例(平成 18 年大阪市条例第 19 号)
- ・大阪市安全なまちづくり条例(平成 14 年大阪市条例第 14 号)
- ・大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号)
- ・その他関連条例

c) その他関連条例

C) 参照すべき基準

- ・水道施設設計指針(日本水道協会)
- ・水道施設耐震工法指針・解説(日本水道協会)
- ・水道施設維持管理指針(日本水道協会)
- ・日本工業規格(JIS)
- ・日本水道協会規格(JWWA)
- ・水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)
- ・コンクリート標準示方書(土木学会)
- ・道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- ・道路土工(日本道路協会)
- ・その他関連基準

(6) 事業期間・運営権の存続期間

A) 本事業の事業期間

本事業の事業期間(以下「本事業期間」という。)は、市水道事業に係る水

道事業認可を取得していること、事業計画書等必要な書類が提出されていること、事業計画書について要求水準等に適合していると市による確認を受けること等の本事業の開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、本事業終了日までとする。

ここで、本事業終了日は、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）から30年を経過する日が属する事業年度の末日（第4. - 1. - (6) - B）により本事業の事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日）とする。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

B) 本事業期間の延長

自然災害等第6. - 2. - (1)に定める不可抗力事由により物理的損壊が生じた運営権設定対象施設を復旧する必要がある等事由が生じ、当該事由において運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると市が認めた場合には、市と運営権者が、協議により当該損害又は増加費用等を回収するに足りる合理的な期間として両者が合意した期間に限り、本事業期間を延長することができる。

C) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から開始され、本事業終了日までとする。

(7) 事業方式

A) 運営権の設定等及び運営権者譲渡対象資産の譲受方法

運営権者は、市から運営権設定対象施設（第7. - 1. に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）について運営権の設定を受ける。運営権者は、市との間で実施契約を締結し、本事業開始日までに業務の引継を完了させ、本

事業の実施に必要となる不動産、動産等（以下「運営権者譲渡対象資産」と総称する。）を譲り受ける。

B) 本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

a) 運営権

本事業終了日に、消滅する。

b) 運営権設定対象施設及び運営権者等の所有する資産等

本事業終了日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

運営権設定対象施設については、本事業終了日に市と運営権者の間において貸付契約がなされている場合は、当該契約が解除された後、運営権者は市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

本事業において運営権者及びその子会社又は関連会社（以下「運営権者子会社等」という。）が所有する資産であって、運営権設定対象施設上に存在する資産については、市と運営権者が協議のうえ、全て運営権者及び運営権者子会社等の責任において撤去しなければならない。ただし、市又は市の指定する者は、必要に応じて、運営権設定対象施設上に存在する資産を時価にて買い取ることができる。その場合は、当該資産は現状の姿で引き渡す。

上記運営権設定対象施設上に存在する資産以外の運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産について、市又は市の指定する者は、必要に応じて、運営権者及び運営権者子会社等と協議のうえ、当該資産を時価にて買い取ることができる。

c) 業務の引継

本事業終了に伴う市又は市の指定する者への本特定事業の業務の引継は、原則として、本事業期間内に行い、運営権者は自らの責任及び費用負担により、本特定事業が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

(8) 本事業における費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

なお、更新投資の費用負担については、第4. - 1. - (12)に定める。

(9) 本事業の範囲

本事業の範囲は次のとおりとする。なお、運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

なお、当該業務を行ううえで運営権者が遵守すべき制限及び手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書に示しているとおりであり、実施契約においても示すものとする。

A) 特定事業

本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業であり、a) から f) に掲げるとおりである。なお、本事業開始日においてその費用が利用料金の算定対象になる業務は、c) - 工) の受託工事関連業務を除く業務である。

a) 水道施設運用に関する業務

ア) 運転管理業務

- ・ 取水塔（口）の運転管理業務
- ・ 沈砂池の運転管理業務
- ・ 凝集沈澱池の運転管理業務
- ・ 中オゾン接触池、後オゾン接触池の運転管理業務
- ・ 急速ろ過池の運転管理業務
- ・ 粒状活性炭吸着池の運転管理業務
- ・ 塩素接触池、塩素注入井の運転管理業務
- ・ 浄水場、配水場等の運転管理業務
- ・ 配水計画の策定業務
- ・ スラッジ処理施設の運転管理業務
- ・ 薬品類の管理業務

イ) 水質管理業務

- ・ 包括的な水質管理業務
- ・ 給水栓水の水質管理業務
- ・ その他の水質管理業務
- ・ 法定の検査、試験等業務
- ・ お客さま向け情報の公表業務
- ・ その他試験等業務
- ・ 水質検査の信頼性確保業務

b) 水道施設整備計画に関する業務

ア) 計画業務

- ・ 施設整備計画の策定業務

- ・ 水利使用許可申請に係る対応業務
- ・ 各種計画の策定及び運用業務

イ) 調査研究業務

c) 水道施設維持管理に関する業務

ア) 施設整備業務

- ・ 施設整備に係る技術基準の設定業務
- ・ 施工の品質管理業務
- ・ 施工の安全管理業務
- ・ 残土処分業務
- ・ 排水処理業務
- ・ 断通水作業（洗浄排水、塩素注入を含む）に係る計画立案業務
- ・ 完成検査の実施業務

イ) 維持保全業務

- ・ 水道施設における点検及び補修等業務
- ・ 導、送、配水管の管理業務
- ・ 自家用電気工作物の管理業務
- ・ エネルギー使用の管理業務
- ・ ばい煙、騒音、振動を発生する水道施設の管理業務
- ・ 一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の管理及び処分業務
- ・ 危険物取扱業務
- ・ 水道法に基づく健康診断業務
- ・ 衛生管理業務（清掃、植栽管理、害虫駆除等）
- ・ 水道施設の維持保全に係るデータ管理業務

- ウ) 用地管理業務

- エ) 受託工事関連業務

- d) 危機管理に関する業務
 - ア) 災害対応業務
 - ・ 平常時業務
 - ・ 災害時業務
 - ・ 他都市被災時業務

 - イ) 事故対応業務

- e) お客さまサービスに関する業務
 - ア) 供給規程の策定業務
 - ・ 供給規程の策定業務
 - ・ 供給規程の一般への周知業務
 - ・ 供給規程に定められた事項を変更するときの対応業務

 - イ) 給水に関する業務
 - ・ 給水の履行に関する業務
 - ・ 給水装置工事の施行等に関する業務
 - ・ 給水装置材料の指定及び承認等に関する業務
 - ・ 水道メーターの管理に関する業務
 - ・ お客さまへの情報提供に関する業務
 - ・ 手数料等の徴収に関する業務

ウ) 水道メーターの点検、水道料金等徴収業務

- ・ 各種受付に関する業務
- ・ 水道メーター点検、水道料金算定に関する業務
- ・ 水道料金等徴収に関する業務

f) 地域との共生に関する業務

ア) 水道事業に関する情報発信及び普及啓発活動の推進業務

イ) 地域貢献活動の推進業務

B) 任意事業

運営権者及び運営権者子会社等は、関係法令を遵守し、水道施設の機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、必要と考える業務を行うことができる。なお、運営権者及び運営権者子会社等が本特定事業以外の事業を任意で行うに当たっては、本特定事業に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるものとする。

例)

- ・ 他都市浄水場の運転管理業務の受託
 - ・ 海外水道事業の受託
 - ・ ボトル水の製造及び販売事業
- 等

(10) 要求水準書の体系

運営権者が本特定事業を実施するに当たっては、これまで市が水道事業者として提供してきた安心・安全のサービスレベルを維持するとともに、安定給水の確保に努めるなど、事業を持続させるために最大限努力する必要がある。そのためには、市によるガバナンスを確保する必要があることから、要求水準を定めることとする。

運営権者は、要求水準書に記載されている内容を本事業期間にわたって遵守することとする。なお、運営権者は、本事業を実施するにあたって、第4. - 1. - (14) - A)の事業計画書を市へ提出しなければならない。

要求水準書の主な体系は次のとおりである。

第1 総論	1. 要求水準書の意義 2. 適用範囲 3. 事業背景・目的 4. 事業期間・運営権の存続期間 5. 本事業の範囲 6. 本事業の対象施設 7. 要求水準書の概要 8. 要求水準の構成 9. 遵守すべき法令等 10. 用語の定義			
第2 要求水準	業務分類	業務範囲	対応する 要求水準の 項目(目次)	各要求水準の項目の構成
			1. 本特定事業全体 に係る要求水準	<p>運営権者は、業務ごとの要求水準を適切に理解し、原則、関係法令、条例等や運営権者において策定した諸規定等を遵守したうえで、各業務を履行することとする。</p> <p>左記の要求水準の構成については、次のとおりである。</p> <p>(1)前提条件</p> <p>(2)要求水準・・・A)コンプライアンスの確保 B)環境対策 C)個人情報の保護 D)安全衛生対策</p> <p>(3)参照文書・・・要求水準の根拠となる法令、条例及び別途提示する大阪市水道局の内規を指す。</p>
			A) 水道施設運用に関する業務 B) 水道施設整備計画に関する業務	a) 運転管理業務 b) 水質管理業務 a) 計画業務 b) 調査研究業務

	C) 水道施設維持管理に関する業務	a) 施設整備業務 b) 維持保全業務 c) 用地管理業務 d) 受託工事関連業務	4. 水道施設維持管理に関する業務の要求水準	左記2～7のそれぞれの業務の要求水準の構成については、次のとおりである。
	D) 危機管理に関する業務	a) 災害対応業務 b) 事故対応業務	5. 危機管理に関する業務の要求水準	(1)前提条件 (2)業務範囲 (3)要求水準 (4)参照文書・要求水準の根拠となる法令、条例及び別途提示する大阪市水道局の内規を指す。
	E) お客さまサービスに関する業務	a) 供給規程の策定業務 b) 給水に関する業務 c) 水道メーターの点検、水道料金等徴収業務	6. お客さまサービスに関する業務の要求水準	なお、F) 地域との共生に関する業務は除く。
	F) 地域との共生に関する業務	a) 水道事業に関する情報発信及び普及啓発活動の推進業務 b) 地域貢献活動の推進業務	7. 地域との共生に関する業務の要求水準	

(11) 運営権者が受領する権利・資産

本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産は次のとおりである。

A) 運営権

本特定事業を行うために必要となる、市が管理する事業用資産（取水場、浄水場、配水場、給水塔、加圧ポンプ場、導水管、送水管、配水管、事業所施設、事業用資産である土地、体験型研修センター、水質試験所、量水器事務所、最適先端処理技術実験施設、各施設に附帯する施設及び設備、水利施設利用権、各戸に設置される量水器（水道メーター）など）の総体に設定される権利

B) 土地・施設等の使用权

貸付契約による事業用資産である土地及び施設等の使用权

C) 運営権者譲渡対象資産

本事業の運営に必要な運営権者譲渡対象資産（人事給与、財務会計などの事務管理用システムや需要予測に基づき配水量を自動算出する装置、水質測定・水質管理用機器、応急給水資機材、給水タンク車、業務用車両、普通資産である土地の一部など）

D) 承継する契約・協定等

（別紙2）各種契約リスト（区分表）に示す、市から承継する契約、協定、覚書等

(12) 更新投資等の取扱い

運営権設定対象施設の破損の修繕や機能劣化に応じた保全、除却等は、運営権者が実施主体となり、運営権者が費用負担する。

給水区域の大阪市域からの拡大を伴わない水道施設の整備（耐震化を含む。）等は、更新投資として、運営権者が実施主体となり、費用負担については、更新投資の総支出額のうち、更新投資実施以降の残りの本事業期間に係る減価償却費相当は運営権者が負担する。運営権者が負担しない更新投資額は、更新投資の都度市が負担する。

給水区域を大阪市域から拡大するための水道施設の建設は、運営権の範囲外であるため、市の費用負担により行う。

主な考え方は、次の表のとおりである。

運営権	P F I 法並びに 運営権 G L に 基づく用語		本事業における整理	費用 負担
運営権の 範囲内	運営等	運営	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水道料金の収受等 ➤ 水道施設の運転管理等 ➤ 水質管理等 	運営 権者
		維持 管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運営権設定対象施設の維持保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権設定対象施設の破損の修繕 ・ 運営権設定対象施設の機能劣化に応じた保全 ➤ 運営権設定対象施設の除却 	
			<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給水区域内への給水のための水道施設の整備 (耐震化を含む) 	双方
運営権の 範囲外	建設		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給水区域外への給水のための水道施設の整備 	市
			<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運営権が設定される公共施設等の総体の全面除去 	

(13) 本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い

本事業開始日の前日までに市が契約を締結し、履行が終了していない請負等に関する契約については、原則として、市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし、運営権者は、当該契約に係る一切の権利及び義務を承継するものとする。

ただし、当該契約に係る代金のうち、本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする。

(14) 計画及び報告

A) 計画

運営権者は、本事業を適切かつ確実に実施するため、あらかじめ事業計画書を作成し、市に提出し、要求水準に適合していることの確認を受けるとともに、当該事業計画書に従って業務を実施する。

事業計画書の種類は、次に掲げるものとする。

・ マスタープラン

収支計画、経営効率化計画、施設整備計画その他本事業に係る本事業期間全体の基本計画及び要求水準を遵守するための計画

・ 中期経営計画

マスタープランに基づく5年間の実施計画

・ 単年度計画

中期経営計画に基づく当該事業年度の詳細実施計画

B) 報告

運営権者は、本事業期間中、第6. - 3. に定めるところにより、定期及び随時に報告書、決算資料その他の市がモニタリングを実施するうえで必要な資料を作成し、市に提出する。

(15) 運営権者による職員の受入れ

市は、本事業に関連する職員について、運営権者に雇用を承継し、又は派遣を行う。

A) 市職員の雇用の承継

運営権者は、本事業開始日の前日に市に在職する職員のうち市が指定する者について、運営権者の社員（以下「承継社員」という。）として採用しなければならない。

承継社員の給与については、運営権者が決定した月例給（毎月定期的に支払われる給与のことをいい、市に在職する職員に支給される給料、管理職手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に相当する給与のことをいう。以下同じ。）が、承継社員が運営権者に採用された日の前日に市から受けていた月例給（以下「現給」という。）に達しない場合には、運営権者は、一定期間現給を保障しなければならない。

また、運営権者を退職する時の退職手当の算定に当たっては、承継社員の勤続期間として市在職期間（職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第7条各項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間として算定される期間のことをいう。）についても考慮して算定しなければならない。

承継社員の勤務時間その他の労働条件（給与を除く。）については、承継社員が運営権者に採用された日の前日に適用されていた労働条件を基本として定めるものとする。

その他、承継社員を採用する際の労働条件等の承継方法については、実施契約に示す。

B) 市職員の派遣

市は、実施契約締結後一定期間、必要に応じて、一部の市職員を運営権者に派遣するものとし、市と運営権者が別途取り交わす覚書(派遣職員の派遣期間、身分その他の労働条件の取扱い等について定めたものをいう。)に基づき、順次、市へ復帰させるものとする。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件については、市の水準を基本とし、その費用については、運営権者の負担とする。

(16) 運営権者が支払う本事業の対価等

運営権者は、次に掲げる対価等を市に支払わなければならない。

A) 運営権者譲渡対象資産の取得対価

B) P F I 法第 20 条に基づく、本事業開始日までに市が建設、更新又は改修を行った運営権設定対象施設の建設費等負担金

C) 本特定事業に係る運営権の設定に対する対価

このうち、A)については、運営権者譲渡対象資産を市から譲り受ける際に株式を発行することによりその取得対価を支払う。

B)については、本事業開始日までに市が建設、更新又は改修を行った運営権設定対象施設に係り、本事業開始日以降の毎事業年度、市において発生する以下の金額の合計額を当該事業年度ごとに支払う。

- ・当該運営権設定対象施設の減価償却費相当額
- ・当該運営権設定対象施設の建設、更新又は改修のための資金として市が借り入れた企業債に係る支払利息相当額

C)については、本事業期間中に市で発生することが見込まれる費用相当額(市で行うモニタリング経費、本事業期間開始後に市が借り入れる企業債の支払利息、資産保有上の費用等。ただし、B)として運営権者により支払われる費用相当額を除く。)を賄うことが可能となるよう算定する。なお、算定にあたっては、運営権者が本事業期間にわたって得られるであろうと見込む料金収入等の事業収入見込額から、本特定事業の実施に要する運転・維持保全費や更新投資支出(第4. - 1 - (12)の更新投資に対する市の負担金を控除した額)等の事業支出見込額を控除した額も踏まえるものとし、その額は実施契約に定めるものとする。

また、C)の支払いは、本事業期間にわたる分割払いを基本とするものとし、その分割払いの方法及び当該分割払いに伴い発生する利息相当額の算定方法等は市と運営権者による協議によって決定し、実施契約に定めるものとする。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、本特定事業をPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、同事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本特定事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第 5 . 運営権の設定手続に関する事項

市は、本特定事業を P F I 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とした場合は、以下の手順により運営権を設定する。今後のスケジュール（予定）については第 11 . - 2 . を参照のこと。

1 . 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、新設株式会社を設立し、市と新設株式会社との間で実施契約の契約条件等の調整を行い、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る市会の議決を得たうえで、新設株式会社に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。市と運営権者は、実施方針の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。

なお、市は、P F I 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項に基づき、公共施設等の概要及び本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項等を、市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

2 . 運営権者譲渡対象資産の譲渡

運営権者は、本事業開始日に市から運営権者譲渡対象資産を現物出資（株式を取得するために、現金ではなく物で出資することをいう。）により譲り受ける。市は、当該現物出資により、運営権者の株式を取得する。

3 . 本事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に、本事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が市水道事業に係る水道事業認可を取得し、事業計画書等必要な書類が提出され要求水準等に適合していると市による確認を受けること等の条件が充足されていることを前提条件とする。また、運営権者は、P F I 法第 9 条の各号に掲げ

る欠格事由のいずれかに該当する場合は、本事業を開始できないものとする。

なお、市は、本事業開始に当たって、市水道事業に係る水道法第 11 条第 1 項に基づく水道事業の廃止の許可を受け、必要な条例の制定、改正又は廃止を行うものとする。

第 6 . 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 . 本事業の前提条件

以下に、本事業特有の条件のうち、主なものを記載する。

なお、運営権者は、実施契約等において特段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負う。本事業の業務範囲については第 4 . - 1 . - (9) の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者の責任は免れない。

(1) 市の契約・協定・覚書等の承継

市が水道事業を運営するうえで締結している契約、協定又は覚書等（以下「契約等」という。）については、本事業開始日以降に（別紙 2 ）各種契約リスト（区分表）に記載される取扱いとなるよう、実施契約締結後に、市及び運営権者と契約等の相手方で調整を行うものとする。

(2) 市外分水（送水・受水）契約

市が、一時的に給水区域外である他市へ送水し、又は他市から受水するために、他市と市外分水契約等を締結しているものについて、運営権者は、これらの市外分水契約等を締結している他市と連携し、当該水道の需要者に支障を生じさせないことを前提に、当該市外分水契約を承継するとともに、市外分水等の状態の解消に向けて計画的に取り組むものとする。

(3) 工業用水道事業との共同使用

市の工業用水道事業は、本特定事業の対象外であるが、運営権設定対象施設の一部は、本事業の業務と市の工業用水道事業の業務で共同して使用することとな

る。共同使用の内容や前提条件等の詳細については別途市より提示するものとする。

(4) 柴島浄水場上系再構築事業 (ダウンサイジング)

柴島浄水場上系再構築事業は、本特定事業の対象外とするが、運営権者は、市が柴島浄水場上系再構築の方針 (ダウンサイジング方針) を定めた後に、市と柴島浄水場上系再構築事業に係る契約を別途締結するものとする。

(5) 浄水汚泥の処理等

浄水施設から発生する汚泥 (以下「浄水汚泥」という。) は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」という。) に基づく産業廃棄物であり、処理責任については運営権者にあるため、運営権者が廃棄物処理法に基づく届出等手続を実施するものとする。

また、運営権者は、市の所有する浄水汚泥の脱水施設、乾燥施設等の処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設に限る。) を使用する場合は、廃棄物処理法第 15 条の 4 で準用する第 9 条の 5 第 1 項の規定による借り受けの許可申請を行うものとする。

(6) 行政財産の目的外使用許可

第 7 . - 1 . の運営権設定対象施設には、市が第三者に対し地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の目的外使用許可をしている場合があるが、当該目的外使用許可は許可期限の到来までは本事業開始日以降も市において引続き継続されるものとする。

(7) 営業所及び水道工事センター

運営権者は、本事業開始日から当面の間は、市における営業所及び水道工事センターと同じ所在地にて営業所及び水道工事センターを運営するものとする。

なお、所在地を見直す場合は、事前に市と協議を行い、市から同意を得るものとする。

(8) P C B 廃棄物の取扱い

本事業開始日の前日までに市が運営権設定対象施設で保管し、本事業開始日以降も引続き当該運営権設定対象施設内に保管することとなる P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物については、本事業開始日以降も、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (以下「 P C B 特別措置法」という。) に基づき、市は処理方法を確定するまで適正に保管する責任を負う。運営権者は、市が廃棄物処理法及び P C B 特別措置法に基づき行わなければならない保管状況等の届出等に協力するものとする。

(9) アスベストの取扱い

運営権設定対象施設には、本事業開始日の前日まで市が吹付けアスベストを囲い込み処理している建築物がある。運営権者は、当該建築物の維持管理等を行う場合には、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等の関係法令に基づき、適切な処理を進めるものとする。

2. リスク分担の基本的な考え方

運営権者は、本事業において、水道法上の責任を負う水道事業認可者として本特定事業を行い、又、任意事業を広範に行うことができることに鑑み、本事業に係るリスクは、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負う。

以下、例外的に市がリスクを負担することがある場合及び本事業特有のリスク分担の考え方について列挙する。

(1) 不可抗力

市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのない豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等による事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える事象（以下「不可抗力」という。）により国庫補助の対象となるような運営権設定対象施設の物理的損壊が生じた際には、運営権者が通常行う維持管理の範囲内で対応できる場合を除き、市は復旧のための事業継続措置に、運営権者は本事業の継続の確保に向けて、それぞれ最大限努めるものとする。

具体的な事業継続措置としては、不可抗力により運営権設定対象施設の物理的損壊が生じるなどの非常時には、市は、運営権設定対象施設の所有者として、国による財政措置（国庫補助、交付税措置）等復旧に要する財源を確保する。運営権者は、国の特別措置法による補助金等が適用される場合に、補助金申請に必要な市による書類の作成に協力しなければならない。

また、市は、運営権設定対象施設の復旧に向けた計画を運営権者と協議のうえ、策定する。一方、運営権者は、当該協議の内容に基づいて、利用料金収入及び加入する保険等の範囲内において、復旧のために必要な対応を行わなければならない。

その他、事業継続措置として、運営権設定対象施設復旧又は本事業の継続を確保するために必要であると市が認める場合は、市は、市による財政措置、第6. - 6. - (5)の料金上限の改定又は第4. - 1. - (6) - B)の本事業の事業期間の延長等の必要な措置を講ずるものとし、その具体的対応や内容等について、運営権者と協議を行うものとする。

なお、不可抗力によって本特定事業の一部又は全部を実施することができなかつた場合、市は、実施契約上の義務の一時的免責等の措置をとる。

(2) 瑕疵担保責任及び第三者賠償責任

市は、運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合においても、原則として運営権者に対して責任を負わない。ただし、市から当該運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に係る請負者に対して当該請負契約に基づく瑕疵担保請求が可能である場合は、市は請負者に対し瑕疵担保請求を行う。

また、運営権設定対象施設の立地等に由来して第三者に損害が生じた場合については、運営権者が当該第三者に対する責任を負う。

(3) 特定条例等変更及び特定法令等変更

本事業期間中に、本特定事業の運営権者のみ又は市における運営事業の公共施設等運営権者に適用され、他の者に適用されない市の条例、政策等の変更（以下「特定条例等変更」という。）が生じ、運営権者に損失が生じた場合、市は、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失を補償する（損失の補填として第6. - 6. - (5) の料金上限の改定、実施契約上の義務の一時的免責等を行う場合を含む。）

また、本事業期間中に、水道事業における公共施設等運営権の主体にのみ適用され、その他の者に適用されない国の法令、政策等の変更（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合は、市及び運営権者に生じた損害は各自が負担する。また、市は、第6. - 6. - (5) の料金上限の改定や実施契約上の義務の一時的免責等の必要な措置を講ずるものとし、その具体的対応や内容等について、運営権者と協議を行うものとする。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については上記に記載する内容を基

本とし、詳細については（別紙3）リスク分担表のとおりとする。

3．運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が、要求水準書に定められた要求水準を達成し、業務を適正かつ確実に履行しているか否かを確認し、評価するため、運営権者によるセルフモニタリング及び市によるモニタリングを行う。また、市は、市が行うモニタリングの評価に対し、専門的、客観的立場からの意見を求めるため、外部有識者機関を市長の附属機関として設置する。

（1）モニタリングの主体

A）運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、業務ごとの要求水準を適切に理解し、水道法をはじめとする関係法令、条例等に基づき本特定事業の業務を適正かつ確実に履行するとともに、自ら要求水準の達成状況を確認する。また、市が定める様式によりその記録を作成し、適切に保存するとともに、所定の期限までに市に業務報告書として提出する。

なお、要求水準に定める水道水質等、安心・安全に関するお客さまへの情報提供については、所定の期限までに公表する。

B）市によるモニタリング

市は、運営権者から提出された業務報告書を基に要求水準の達成状況を確認するとともに、決算資料（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）等を基に経営状況を確認し、評価する。

また、モニタリングの実施に当たって、市は、運営権者に対する資料請求や実地調査等を実施することができる。

C) 外部有識者機関による審査

外部有識者機関は、市からの依頼を受け、市の評価結果に基づき運営権者の要求水準の達成状況、経営状況及び料金水準等について専門的、客観的立場から審査し、市に意見具申を行う。

また、外部有識者機関は、審査の実施に当たり、自ら必要と認める場合には、運営権者に対する資料請求や実地調査等を実施することができる。

(2) モニタリングの内容

A) 要求水準に関するモニタリング(常時)

運営権者は、業務ごとの要求水準を適切に理解し、水道法をはじめとする関係法令、条例等や運営権者で策定した諸規定等を遵守したうえで、各業務を適正かつ確実に履行するとともに、セルフモニタリングを実施し、項目ごとに定める期限に業務報告書を作成し、市に提出する。なお、水質事故、配水管事故、個人情報の漏えい事故等の発生及び対応状況についても業務報告書に記載するとともに、特にお客さまに重大な影響を及ぼす事態については、直ちに市に報告する。

市は、運営権者から提出される業務報告書の内容が要求水準に適合しているか、次の項目について履行状況を確認し、評価する。

【主となる確認・評価項目】

- ・水質管理等の水道施設運用に関する業務の履行状況
- ・施設整備計画の策定、調査研究業務等の水道施設整備計画に関する業務の履行状況
- ・施設整備、維持保全等の水道施設維持管理に関する業務の履行状況
- ・災害対応に係る計画の策定、災害時の応急給水、施設・管路の復旧等の危機管理に関する業務の履行状況

- ・供給規程の策定、給水、水道メーターの点検、水道料金等徴収等のお客さまサービスに関する業務の履行状況
- ・コンプライアンスの確保、個人情報の保護等の本特定事業全体に係る業務の履行状況
- ・水道事業に関する情報発信、地域貢献活動の推進業務等の地域との共生に関する業務の履行状況

また、市は、必要に応じて運営権者への聴取や実地調査等を行う。

B) 経営モニタリング(毎事業年度の半期及び期末)

運営権者は、中間決算及び本決算に合わせ、決算資料等、市が財務状況をモニタリングするうえで必要となる資料を、市に提出する。

市は、運営権者から提出された資料を基に、次の項目について確認し、評価する。

【主となる確認・評価項目】

- ・財務状況の健全性
- ・運営権者の事業計画書(マスタープラン・中期経営計画・単年度計画)に沿った事業の実施状況

なお、期間中における要求水準の達成状況の確認・評価もあわせて行う。

また、市は、評価結果を、外部有識者機関に報告し審査を依頼する。

外部有識者機関は、市の評価結果に基づきこれらを審査し、必要に応じて運営権者に対する資料請求や実地調査等を行ったうえで、市に意見具申を行う。

C) 料金定期レビュー(5事業年度ごと)

市及び運営権者は、当該時点での料金水準について、物価水準等の動向、水需要の推移並びに本事業の生産性、効率性及び料金水準の他都市比較等を勘案した適正な水準であるか確認し、料金上限の見直しの必要性について協議する。

その際、市は、次の項目について確認し、評価する。

【主となる確認・評価項目】

- ・料金水準の適正性、妥当性
- ・当該時点での料金水準、事業計画書に基づく今後5年間にわたる運営権者の健全経営の継続性

なお、過去5年間における中期経営計画の達成状況の確認・評価もあわせて行う。

また、市は、評価結果を外部有識者機関に報告し、審査を依頼する。

外部有識者機関は、市の評価結果に基づきこれらを審査し、必要に応じて運営権者に対する資料請求や実地調査等を行ったうえで、市に意見具申を行う。

D) 総合評価(10事業年度ごと)

市は、10事業年度ごとに、過去10年間における運営権者の本特定事業の運営について、要求水準の達成状況、事業計画の実施状況、財務・収支の状況、料金水準等を総合的に評価し、その評価結果を外部有識者機関に報告し、審査を依頼する。

外部有識者機関は、市の審査結果に基づき運営権者が本特定事業を継続することの妥当性について審査し、市に意見具申を行う。

市は、外部有識者機関の意見具申を踏まえ、運営権者との実施契約継続に

ついて判断する。

(3) 業務改善等の指示

市のモニタリングによる評価又は外部有識者機関の意見具申により、運営権者が要求水準書に定められた要求水準を達成していないと判断した場合、市は、運営権者に対し、業務改善等の指示を行う。

業務改善等の指示を受けた運営権者は、要求水準を達成するため、改善手法や、改善に必要と見込まれる合理的な期間を定めた業務改善計画を作成したうえで、速やかに市に提出し、市の承諾を得たうえで、業務改善措置を行う。

市は、運営権者から業務改善措置完了の報告又は業務改善計画の期限の到来を受け、改善状況を確認する。

改善状況を確認した結果、運営権者が要求水準を達成していないと市が判断した場合は、市は、運営権者に対し、催告を行う。

なお、これらの対応によっても正当な理由なく業務改善がなされず、改善が見込めないと市が判断した場合には、市は、運営権者事由による実施契約の解除を行う。

4. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、市の事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項の市の許可及び同条第4項の市会の議決をあらかじめ得た場合には、例外的に運営権を譲渡することができる。市は、運営権の譲渡を許可する場合には、少なくとも以下を含む条件を付す。

- A) 譲受人が、市水道事業に係る水道事業認可を取得する見込みであること
- B) 譲受人が、運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること
- C) 譲受人が、運営権者の所有する本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- D) 譲受人の株主が、市に対して株主誓約書を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他担保設定（以下総称して「処分」という。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。一方、運営権者が発行する本議決権株式については、水道事業の市民生活、都市活動に1日たりとも欠かすことのできない極めて高い公共性を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり制限を課すものとする。

A) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自らが保有する本議決権株式を、第三者に対して処分をしようとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を新規発行する場合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の処分が運営権者の本事業の実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株主の譲受人は、株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

B) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

5 . 本事業における利用料金等

本事業における P F I 法第 23 条の公共施設等の利用料金は水道料金とする。

また、給水装置工事の費用等、水道法上で、水道料金以外でその徴収額を供給規程に定めることとされている収入について、運営権者はその徴収額を供給規程に定める。

その他の本事業の実施に伴って発生する収入については、運営権者及び運営権者子会社等は、法令等上で、料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認したうえで、収受し、その収入とすることができる。

(本事業開始時に想定される主な収入項目は下表のとおり)

種別	名 称	料金種別
給水収益	給水料 (水道料金)	利用料金
	市外給水料	その他料金
手数料	設計審査手数料	
	竣工検査手数料	
	指定給水装置工事事業者の指定手数料	
	証書交付手数料	
	竣工図書の交付手数料	
分担金	給水装置の新設又は改造に係る分担金	

6. 水道料金の決定及び改定

(1) 水道料金の範囲

市は、運営権者が徴収する水道料金の範囲について、PFI法第18条の規定に基づき、大阪市水道事業給水条例及び大阪市水道事業給水条例施行規程に準じて、利用料金の上限（1か月あたりの基本料金及び従量料金をいう。）及び用途適用基準（以下総称して「料金上限」という。）を、以下のとおり定める。

< 利用料金の上限（1か月あたりの基本料金及び従量料金） >

基本料金	従量料金	
	用途	1立方メートルについて
850円	一般用	10立方メートルまでの分 10円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 97円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 124円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 168円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 230円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 293円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 342円
	1,000立方メートルを超える分 358円	
	業務用	10立方メートルまでの分 10円
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分 209円		
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 285円		
50立方メートルを超える分 358円		
湯屋用	10立方メートルまでの分 10円	
	10立方メートルを超える分 58円	

なお、水道料金は、上表により算定した金額に消費税及び地方消費税額を加えた金額とする。

< 用途適用基準 >

一般用	業務用及び湯屋用の用途以外の用に供するもの
業務用	<ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの各号（第 2 号、第 4 号及び第 5 号に定めるもののうち、客室面積が 33 m²未満の料理店並びに 16.5 m²未満のカフェー及び喫茶店を除く。）のいずれかに該当する営業の用に供するもの 2 噴水、泉池、滝等観賞の用に供するもの 3 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の用に供するもの 4 臨時の用に供するもの 5 その他これらに類するものの用に供するもの
湯屋用	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）による許可を受けた公衆浴場（物価統制令施行令（昭和 27 年政令 319 号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づき、大阪府知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。）の用に供するもの

（ 2 ）水道料金の決定

本事業開始時の水道料金については、第 6 . - 6 . - （ 1 ）で定める料金上限の範囲内で水道法及び水道法施行規則に基づき運営権者が決定する。

運営権者は、水道料金の決定後、当該決定した水道料金等の供給条件を記載した水道法第 7 条第 4 項の事業計画書等必要な書類を厚生労働大臣に提出して、市水道事業に係る水道事業認可を受けなければならない。

また、当該認可を受けた後、本事業開始までに決定内容を反映した供給規程を市に届けなければならない。当該届出をもって、P F I 法第 23 条第 2 項の利用料金の届出を行ったものとする。

(3) 料金上限の範囲内における水道料金の改定

運営権者は、本事業期間中、自らの判断で、料金上限の範囲内において水道料金を改定することができる。その際、運営権者は、市に対して、料金改定案を通知することとする。

なお、改定に当たっては、水道法第 14 条第 6 項に定める厚生労働大臣による水道料金等の供給条件の変更の認可を受けなければならない。また、当該変更の認可を受けた後、決定内容を反映した供給規程を市に届けなければならない。当該届出をもって、P F I 法第 23 条第 2 項の利用料金の届出を行ったものとする。

(4) 市と運営権者による協議

A) 料金定期レビュー (5 事業年度ごと)

市及び運営権者は、5 事業年度に一度、物価変動、水需要の推移や今後の見通し等に基づいて、料金水準の適正性、妥当性を検証する「料金定期レビュー」を実施する。(詳細内容については第 6 . - 3 . - (2) - C) に記載)

B) 臨時協議 (実施条件該当時)

市及び運営権者は、料金定期レビューによる場合のほか、次に掲げる事由が生じた場合は、速やかに、料金上限の改定の必要性等について臨時に協議を行うものとする。

【臨時協議の実施条件】

- ・ 急激な物価変動による給水原価の大幅な上昇
- ・ 原水水質の変動に起因する施設、浄水処理方法、運転条件等の変更による給水原価の大幅な上昇
- ・ 水需要の減少による給水収益の大幅な減少

- ・水道料金に影響を及ぼす法制度等の変更
- ・資金調達に伴う借入利率の急激な上昇による給水原価の大幅な上昇
- ・不可抗力により、水道施設に物理的損壊が生じた場合で、現行の料金収入及び保険等の範囲内で復旧することが困難であると市が判断する場合
- ・社会経済状況等に鑑み運営権者が水道事業者として料金改定(上限範囲外)が必要と判断する場合

料金定期レビュー又は臨時協議において、運営権者は、料金上限の改定を希望する場合、その旨並びに必要とする改定の水準等及びその理由について、市に通知するものとする。

(5) 料金上限を超える水道料金の改定

料金定期レビュー又は臨時協議の結果に基づき、料金上限の改定が必要と市が判断した場合は、市は料金上限の改定案を、第6. - 3. に定める外部有識者機関に対して諮問することとする。

外部有識者機関は、市や運営権者から必要な報告や資料の提出を受け、料金上限の改定案について、審査を行い、必要に応じて運営権者への実地調査を行ったうえで、市に対して意見具申を行う。

市は、外部有識者機関の意見具申を踏まえて、速やかに関連条例の改正案をとりまとめ市会へ議案上程を行うなど、必要な手続を進めることとする。

また、運営権者は、市が市会等に説明するにあたって、必要な資料作成等の協力を行うこととする。

市会で議案が可決された後、運営権者は、新たな料金上限の範囲内での料金改定案を策定するとともに、第6. - 6. - (3)のなお書き以下で記載する手続(厚生労働大臣の供給条件の変更認可、市への届出)を行わなければならない。

(6) 協議の不調等により料金上限の改定を行わない場合の措置

A) 料金定期レビュー等による協議が不調となった場合

料金定期レビュー又は臨時協議の結果、市が料金上限の改定を不必要と判断した場合又は料金上限の改定内容(料金上限の改定幅等)について市と運営権者が合意に至らない場合、市は、外部有識者機関に対しその旨を報告する。

その際、運営権者は、市に対して外部有識者機関への意見陳述の機会を求めることができ、市はこれに応じなければならない。

運営権者は、市の同席の下、外部有識者機関に対して意見陳述を行い、これを受けて、外部有識者機関は意見具申を行う。

市は、外部有識者機関の意見具申に基づき、改めて料金上限の改定の可否等について判断を行うものとする。

B) 外部有識者機関の意見具申により市が料金上限の改定を行わない場合

料金定期レビュー又は臨時協議に基づき、料金上限の改定案について外部有識者機関へ諮問したものの、外部有識者機関の意見具申を踏まえて、市が料金上限の改定を不必要と判断した場合又は料金上限の改定内容(料金上限の改定幅等)について修正すると判断した場合に、市は運営権者にその旨を報告するとともに、改めて料金定期レビュー又は臨時協議を行うこととする。

C) 市会で議案が否決又は一定期間にわたって可決されない状態が継続し、料金上限の改定を行うことができなくなった場合

次の定めに従って順に進めることとする。

a) 再協議

料金定期レビュー又は臨時協議の結果、市と運営権者で料金上限を改定すること及び改定の内容について合意したものの、市会で関連議案が否決又は一定期間にわたって可決されないなど、市の事情により改定手続を進めるこ

とが困難になった場合、運営権者は、経営の安定性、事業継続性の観点から、実施契約上の義務の一時的免責等の措置、要求水準及び事業計画書の見直し等も含めて、市に対し、再協議を求めることができる。

市は、再協議を開始するに当たり、運営権者に対し、この間の市会への説明内容、料金上限の改定が困難となった趣旨等を明確にするとともに、運営権者による事業運営の継続性等に配慮し、再協議に臨むこととする。

b) 再協議が不調になった場合

再協議の結果、市及び運営権者が、要求水準、事業計画書等の見直し、料金上限を改定すること及び改定の内容について合意に至らない場合、運営権者は、市事由による実施契約の解除を行うことができる。

なお、これらの協議を継続している間は、運営権者は、自らの責任で本特定事業を継続しなければならない。

7. 水道料金に関する留意事項

本事業の引継にあたって、本事業開始日時点での水道料金債権、収入の取扱いについては、次のとおりとする。なお、手続等の詳細については、実施契約で示す。

- (1) 料金算定日が本事業開始日以降のものは、全て運営権者を債権者とする。
- (2) 本事業開始日前に料金算定された市の債権のうち、本事業開始日時点で未収債権となっているものは、運営権者に譲渡する。ただし、本事業開始日の属する月の前月に料金算定された市の債権で、本事業開始日の属する月の末日までに収入となるものを除く。

第7．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1．本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。(1)から(15)の施設を「運営権設定対象施設」という。運営権設定対象施設は、公共施設等の総体を構成する施設であって運営権設定日以降に市が管理する施設である。

- (1) 取水場
- (2) 浄水場
- (3) 配水場
- (4) 給水塔
- (5) 加圧ポンプ場
- (6) 導水管
- (7) 送水管
- (8) 配水管
- (9) 事業所施設
- (10) 事業用資産である土地
- (11) 体験型研修センター
- (12) 水質試験所
- (13) 量水器事務所
- (14) 最適先端処理技術実験施設
- (15) 上記各施設に附帯する施設及び設備(土木施設、建築物、機械設備、電気設備等)
- (16)(1)から(15)まで以外に運営権者又は運営権者子会社等が所有する施設

2. 対象施設の立地に関する事項

(1) 所在地等

大阪市内及び市外に所在する、本事業の用に供する施設の設置地点。

なお、実施方針公表日における所在地は、(別紙4)運営権設定対象施設の立地図のとおりである。

(2) 特定事業のための使用

市は、運営権者が本特定事業の用に供するために、PFI法第69条第6項に基づき、行政財産を貸し付けるものとする。この場合において、同法第71条第2項により、無償又は時価より低い対価で貸し付けることがある。

(3) 特定施設の設置のための使用

市は、運営権者が事業用資産である土地に特定施設(PFI法第2条第1項第3号から第5号までの施設をいう。)を設置する事業であって、本特定事業の実施に資すると認められるものの用に供するために、PFI法第70条第5項に基づき、有償で当該土地を貸し付けるものとする。

(4) その他行政財産の貸付

市は、運営権者が上記(2)及び(3)以外の用途で運営権設定対象施設を使用し、又は運営権設定対象施設の一部を任意事業の用に供する場合は、必要に応じて、地方自治法第238条の4第2項に基づき、有償で行政財産の貸付を行うものとする。

第 8 . 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 . 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- (1) 基本理念
- (2) 水道事業の承継等及びその準備
- (3) 本事業の対象施設
- (4) 本事業の業務範囲
- (5) 公共施設等運営権の取消、移転
- (6) その他の事業実施条件
- (7) 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- (8) 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- (9) 運営権対価等
- (10) 更新投資等
- (11) 要求水準
- (12) 計画及び報告
- (13) 運営の評価
- (14) 料金の範囲、水道料金の決定及び改定
- (15) リスク分担
- (16) 子会社等
- (17) 誓約事項
- (18) 知的財産権

2．知的財産権の取扱い

運営権者が管理する知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権がある。特許、実用新案及び意匠のうち、職務に関連した発明については、特許法上の職務発明として取り扱う。

また、出願、登録の件数等については、データベース化及び管理運営体制の整備など知的財産管理の適正化を図ることとする。なお、取得した特許権等については、運営権者を権利者とする。

3．疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

4．管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生した全ての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9．事業の継続の確保について特に留意すべき事態となった場合における措置

1．事業の継続の確保に係る基本的な考え方

市民生活、都市活動に1日たりとも欠かすことのできない極めて高い公共性をもつ水道事業の性質上、いかなる場合にも、水道の供給を「終了」とする選択肢は存在しない。したがって、本特定事業を実施するに当たって、市と運営権者のお互いが密接に連携、協力し、平常時には常に安全で良質な水の安定供給が確保されるよう努めるとともに、不可抗力等により水道施設に物理的損壊が生じた場合においても、早期復旧に最大限努め、本特定事業の継続を確保しなければならない。そのために、市と運営権者の双方が第3．-3．に記載する双方の役割を果たすこととする。

2．金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、あらかじめ本特定事業を行う運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

3．事業の継続の確保について特に留意すべき事態となった場合における措置

運営権者による本事業の継続が困難であると市が認める場合においても、第9．-1．で述べたとおり、市民生活、都市活動に1日たりとも欠かすことのできない極めて高い公共性をもつ水道事業の性質上、いかなる場合にも、水道の供給を「終了」とする選択肢は存在しない。そのため、市は、実施契約の定めるところにより、実施契約が解除に至った場合であっても、自らが市水道事業に係る水道事業認可を取得し、又は市の指定する者に市水道事業に係る水道事業認可を取得させることで、市水道事業を継続させなければならない。この場合において、運営権者は、市又は市の指定する者が水道事業認可を取得するために協力し、引継を行わなければならない、これらの

行為が完了するまでの間、自らの責任で本特定事業を継続しなければならない。

4 . 契約解除の場合における措置

以下のとおり実施契約を解除することがある。この場合において、運営権者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する者が市水道事業に係る水道事業認可を取得するために協力し、引継を行わなければならない、これらの行為が完了するまでの間、自らの責任で本特定事業を継続するものとし、運営権者の資産等については、第4 . - 1 . - (7) - B) - b)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約解除事由における具体的な損失等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約に示す。

(1) 市事由による契約解除

A) 解除事由

運営権者は、市の責に帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合又は実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

第6 . - 2 . - (3)の特定条例等変更により運営権者が本特定事業を継続することが困難となる場合は、市及び運営権者は、実施契約を解除することができる。

B) 解除の効果

市は、運営権を取消し、運営権者に対して、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。

(2) 運営権者事由による契約解除

A) 解除事由

運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。なお、主な事由は次のとおりである。

- ・ 運営権者が本特定事業を実施できなかったとき、又は実施することができないことが明らかになったとき
- ・ 運営権者に、実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- ・ 運営権者が、市による第 6 . - 3 - (3) の催告後も要求水準を達成していない状況が是正されず、是正が見込めないと市が判断したとき
- ・ 運営権者が本特定事業に関する法令の規定に違反し、催告後も是正されないとき

B) 解除の効果

市は、運営権を取消す。運営権者は、市に対して、実施契約に定める違約金を支払うとともに、当該解除により市にそれを超える損失が生じた場合には、当該超過額を支払う。

(3) 不可抗力による契約解除

A) 解除事由

不可抗力を原因とする市による事業継続措置（第 6 . - 2 . - (1) の事業継続措置をいう。）が行われる場合であって、運営権者による水道施設の復旧スケジュールに基づく本特定事業の再開が不可能又は著しく困難であ

ることが判明した場合、市は実施契約を解除する。

B) 解除の効果

運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等変更による契約解除

A) 解除事由

第6. - 2. - (3)の特定法令等変更により運営権者が本特定事業を継続することが制度上困難となる場合は、市は、実施契約を解除することができる。

B) 解除の効果

市は、運営権を取消し、当該特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。なお、市は、運営権者が、国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。

第 10 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 . 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 . 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は積極的に協力する。

3 . その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。

第 11 . その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 . 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

2 . 今後のスケジュール (予定)

スケジュール (予定)	内容
平成 28 年 2 , 3 月頃	➤ 水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の改正に関する議決 (水道事業に公共施設等運営権制度を導入するための実施方針を定めた条例の議決)
平成 29 年 2 月頃	➤ 新設株式会社設立
平成 29 年 5 月頃	➤ 新設株式会社より事業計画書の提出 ➤ 公共施設等運営権の設定に関する議決 (新設株式会社に運営権を付与するための議決) ・ 実施契約書案、要求水準書等を添付 ➤ その他関連条例の改正に関する議決 ➤ 運営権設定 (P F I 法第 16 条)
平成 29 年 5 月以降	➤ 公共施設等運営権実施契約 (要求水準書を含む。) の締結 ・ その他関連する契約の締結 ➤ 供給規程の策定 ➤ 水道事業の認可取得 (運営権者) ➤ 水道事業の認可廃止 (市)
平成 30 年 4 月	➤ 本事業開始

3 . 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

大阪市水道局のホームページ

(<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/>)